

## 住宅リフォーム対象工事等

区分	内 容	適否	備 考
外部工事	屋根の葺き替え、塗装、修繕(防音化含む)	○	断熱化も対象
	外壁の張替え、塗装、修繕(防音化含む)	○	断熱化も対象
	雨樋の取替え、修繕	○	ゴミの取除きは対象外
	窓、ガラス、サッシ、網戸の取付、取替え	○	断熱化も対象
	玄関、勝手口などの出入口のドアの取替え	○	
	雨戸、ルーバー、面格子の取付、取替	○	
	土台、基礎の修繕、補強	○	
	既存の屋上の防水工事	○	
内部工事	床、壁、天井の内装材の張替え、塗替え	○	
	ドア、ふすま、障子の取替え、ふすまの表替え	○	
	畳の入替え、表替え	○	
	造りつけ家具の取付、取替え	○	
	間取りの変更に伴う間仕切り壁の設置	○	
設備工事	ユニットバスへの取替、既存ユニットバスの取替、浴室の改修	○	
	浴室の改修等に併せた給湯器の新設、交換	○	給湯器単体の交換は対象外
	便器の交換(和式⇒洋式)、洋式トイレ便器を含めた温水洗浄便座への交換、トイレ内(手すりの設置など)の改修	○	温水洗浄便座の交換のみの工事は対象外
	洗面台の新設、交換	○	蛇口のみは対象外
	システムキッチン(換気扇、レンジフード、吊戸棚を含む)への取替え(既存のシステムキッチンの更新を含む)	○	換気扇、レンジフード、吊戸棚、ガスコンロ、IHクッキングヒーターなどのみの取替、新設は対象外
	給水管、排水管、ガス管の取替その他の配管工事	○	内部工事、設備工事に関連して行うものに限る
	配線、コンセント設置その他の電気設備工事	○	内部工事、設備工事に関連して行うものに限る
	住宅火災警報器の新設、取替	○	警報器の設置を推進するため
増改築	住宅の増築、一部改築	○	建築基準法に適合するもの 地区計画区域は、それに適合するもの
	棟別(離れ)の増築	×	
その他工事	外部工事、内部工事、設備工事に関連して発生する解体工事	○	

	外部工事、内部工事、設備工事に関連して発生する廃材の処分費	○	
	段差の解消、手すりの設置その他バリアフリー化のための工事	○	町の他の制度による補助金等を利用する場合は対象外
	基礎、土台、柱、壁、その他構造部分の耐震補強・改修工事	○	町の他の制度による補助金等を利用する場合は対象外
	外構工事	×	
	物置、車庫、カーポート	×	
	ウッドデッキ、バルコニーの設置、修繕	×	住宅本体に係る部分ではないので対象外
	単に取り壊しするだけの工事	×	増改築等に伴う解体工事は対象
	合併浄化槽の設置	×	合併浄化槽補助金で対応
	雨水浸透柵の設置	×	
	太陽光発電装置の設置	×	太陽光発電装置補助金で対応
	電話、インターネットの配線工事	×	
	警備会社による防犯用設備の設置工事	×	
	カーテン、ブラインドの取付、取替え	×	
その他	植栽、庭木の剪定などの管理作業	×	
	ハウスクリーニング、排水管清掃	×	
	シロアリの駆除、防除	×	
	防犯装置の設置	×	
	テレビドアホンの設置	×	
	アンテナの設置	×	
	エアコンの設置	×	
	エレベーターの設置	×	

1 併用住宅については居宅(居住の用に供する部分)のみを対象とし、それ以外の店舗、事務所などの部分は、対象外

2 単体で機能を発揮する製品等の購入費用は、対象外  
 テレビ、冷蔵庫、食器洗浄機、電子レンジ、炊飯器、ガスコンロ、IHクッキングヒーター、換気扇、レンジフード、照明器具、カーテンなど